

\* \* \* \* \*

・

\* 戸田市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内 \*

・

\* \* \* \* \*

## ひとり親家庭等日常生活支援事業とは

ひとり親家庭のお母さん、お父さん、一人暮らしの寡婦の方(かつて母子家庭の母であった方)および離婚調停中など離婚前の困難を抱えるお母さん、お父さんが、病気や技能習得のための通学などで日常生活に支障があるときに、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣し、家事や育児をお手伝いする制度です。

## 派遣を受けられる理由は

### 【一時的】

- (1) 技能習得のための通学や就職活動
- (2) 保護者自身の疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等
- (3) 緊急的事態の発生等、特別な事情により生活環境が激変し、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている場合

### 【定期的】

- (4) 乳幼児もしくは小学校に就学する児童またはその両方を養育しており、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合(通常の労働時間の就業を除く)

## 派遣の内容は

乳幼児の保育、食事や身の回りの世話、住居の掃除、買物及び医療機関等との連絡などです。病気の方の介護は含みません。

## 派遣の期間は

利用時間は1回2時間からとなります。1月ごとに10日以内です。

## 費用の負担は

生計中心者の前年(派遣日が1月から7月までの場合は前々年)の所得により、下記のとおり費用負担があります。

利用世帯の区分	利用者の負担額(1時間当たり)
生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯(生活保護世帯、市町村民税非課税世帯を除く)	150円
上記以外の世帯	300円

## 派遣の手続は . . .

この制度は、必要の都度申請することで家庭生活支援員の派遣を受けられる制度です。

申請される方は、「申請書」に必要事項を記入の上、親子健やか室まで提出してください。申請にはマイナンバーが必要となります。

その他、必要となる書類を提出していただく場合があります。

なお、申請していただいても、家庭生活支援員の手配の都合がつかない場合がありますので、ご了承ください。



戸田市こども健やか部 親子健やか室

こども家庭相談担当 TEL 048-299-2816

